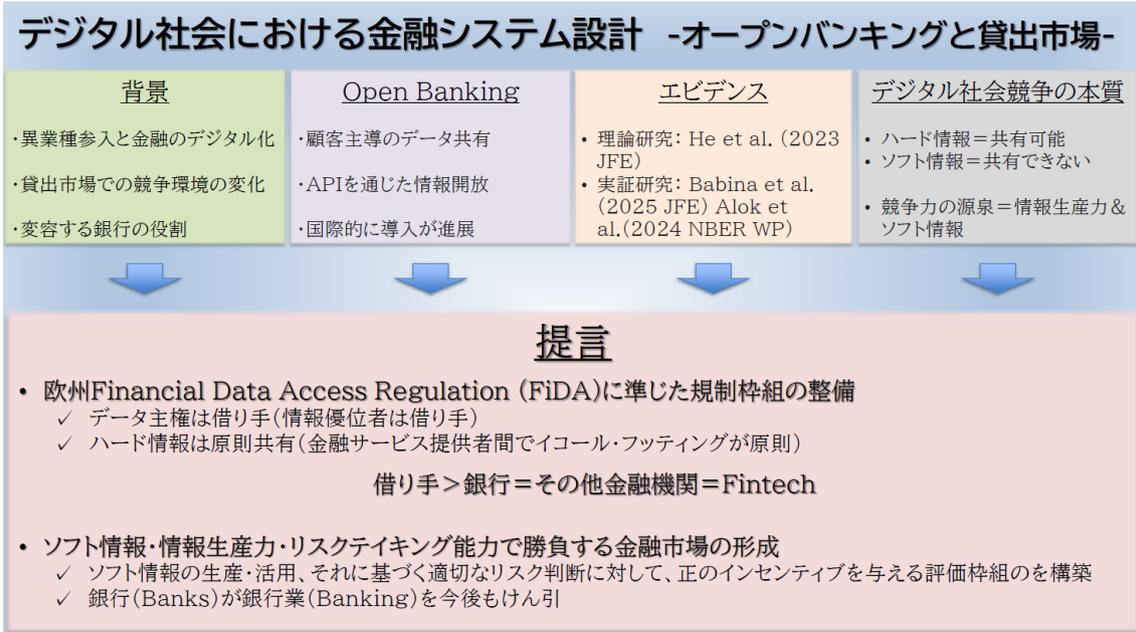


第4章 デジタル社会における金融システム設計

-オープンバンキングと貸出市場-

長田 健



【エグゼクティブサマリー】

本章は、デジタル社会の進展とオープンバンキングによる情報共有の拡大によって、銀行業、特に貸出市場における競争環境がどのように変化し、その中で銀行の役割がいかに変容するのかを検討することを目的とした。従来、銀行と銀行業はほぼ同義であり、預金・融資・決済といった銀行業務は銀行によって独占的に担われてきた。その背景には、銀行が顧客の金融データを集約的に保有し、情報の非対称性を緩和する中心的な担い手であったという構造がある。しかし2010年代以降、フィンテックの台頭と各国政府によるオープンバンキング政策の推進により、銀行業は他業種との競争に直面するようになった。オープンバンキングの本質は、単なるAPI公開ではなく、金融データの主権と情報共有の主導権が銀行から顧客（借り手）へと移行する点にある。

本章ではまず、オープンバンキングの制度的背景と国際的な導入状況を整理し、情報共有は規制当局や金融機関の意図だけで進むものではなく、顧客が自らのデータを共有するかどうかを選択することによって初めて成立する仕組みであることを確認した。この点は、オープンバンキングが銀行中心の情報構造を転換し得る制度であることを理解する上で重要である。

続いて、オープンバンキングが貸出市場に与える影響に関する理論・実証研究を整理した。理論研究は、借り手主導のデータ共有が信用スクリーニングを改善し競争と厚生を高め得る一方で、金融機関間の能力格差を拡大させる場合には、競争が緩和され借り手に不利な結果が生じ得ることを示している。実証研究は、英国やインドの事例を通じて、オープンバン

キングや公共デジタル決済インフラが金融アクセス拡大、フィンテック参入、金融包摂の進展に寄与していることを明らかにするが、その効果はデータの利用目的や借り手の属性によって異なることも示される。これらの先行研究は、オープンバンキングが一様に銀行の役割を低下させるわけではなく、制度設計と市場構造に強く依存することを示唆している。

さらに本章は、借り手情報をハード情報とソフト情報に区別し、情報共有の含意を整理した。ハード情報とは、定量的で標準化・保存・伝達が容易な情報であり、オープンバンキングによって主に共有が進むのはこの領域である。技術進歩により、従来は定性的と考えられてきた情報も部分的に定量化・構造化され、金融取引におけるハード情報の比重は今後さらに高まると考えられる。この結果、ハード情報に大きく依存する融資は、フィンテックなど他業種との競争にさらされ、銀行の相対的役割は低下する可能性が高い。一方で、借り手との継続的関係や現場的理解に基づくソフト情報は、本質的に完全な共有が困難であり、特に法人融資においては銀行の比較優位を形成し続ける。もっとも、ソフト情報の活用には裁量に伴い、予測力向上という便益と同時に判断のばらつきというノイズが生じ得る点にも留意が必要である。

以上の分析を踏まえ、本章はグローバルに通用する金融システム構築に向けた政策的含意を提示する。具体的には、欧州の FiDA に準じ、金融データの主権を借り手に帰属させ、取引履歴や残高情報などのハード情報を原則共有とする包括的な金融データアクセス規制が、日本においても有力な制度選択肢であると論じる。この枠組みの下では、銀行・その他金融機関・フィンテックが対等な立場で競争する市場構造が形成され、貸し手側の情報独占や金融グループ内の利益相反問題の緩和にも資する可能性がある。

結論として、本章は、デジタル社会・情報共有社会において銀行の役割が消滅するのではなく、ハード情報の独占から、ソフト情報の生産・活用と適切なリスク判断を通じた付加価値創出へと重心を移しつつ、金融仲介の中核的役割を担い続けることを示している。明治維新後や戦後期と同様に、時代に適応した形で銀行が銀行業をけん引する可能性が、現代においてもなお存在すると結論づけられる。

I. はじめに

Banking is necessary, but banks are not.

(必要なのは銀行業であって、銀行ではない)

- Bill Gates (mid-1990s)¹

ビル・ゲイツが30年以上前に述べたとされるこの言葉が2010年代以降再注目されている。

これまで、銀行(Banks)と銀行業(Banking)という言葉はほぼ同義で用いられてきた。銀行が行うビジネスが銀行業であり、銀行業の担い手は銀行のみであった。銀行が銀行業を独占していたのである²。しかし、デジタル社会の到来によって、両者が切り離される時代が訪れた³。この時代の到来を「予言」するかのように、ビル・ゲイツが「銀行業の担い手は銀行である必要があるのか」と問うたこの言葉は、銀行規制当局者などの実務家の講演等でも引用されるようになり再注目されるようになった(Gandhi [2016]など)。

2010年代に決済、融資、為替といった銀行業に対してフィンテック等の他業種が参入するようになり、銀行により独占されていた銀行業に、他業種との競争が生まれた。この競争環境の変化の背景には大きく2つの要因が影響していると考えられる。1つ目が各国政府による制度改革であり、2010年代半ばから世界的にオープンバンキング(Open Banking)の推進が進んだことである。Cohen (2025)によれば、オープンバンキングは、金融データへのアクセスを開放する取り組みであり、金融業界におけるイノベーションと競争を促進し、消費者データのポータビリティ(データ可搬性)を強化することを目的としている⁴。日本においても、2017年の銀行法改正により、銀行はAPI(Application Programming Interface)の公開(:オープンAPI)に係る体制整備に努めるよう求められ、オープンバンキングが進展した。2つ目がフィンテック(FinTech)の隆盛である。政府による制度改革(規制緩和)以前から、フィンテックが銀行業に参入し、銀行に代替する経済主体として競争を引き起こした。2013年のキプロス危機の際に、銀行預金の代わりに仮想通貨のビット・コイン

¹ この言葉は、1990年代半ば(1994年頃)にビル・ゲイツによって発せられたものとして広く引用されているが、正確な原典は特定されていない。世界金融危機、金融の急速なデジタル化が進展する中で、Brett King(ブレット・キング)氏が著書(King [2010, 2012]など)で引用したことなどから再注目されるようになったと考えられる。

² 本論文における銀行とは広義の銀行、つまり預金取扱金融機関を指す。

³ 「デジタル社会」の定義は一義に決まっていないが、例えばデジタル庁(2021)は『『デジタル社会』を、インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて自由かつ安全に多様な情報又は知識を世界的規模で入手し、共有し、又は発信するとともに、先端的な技術をはじめとする情報通信技術を用いて電磁的記録として記録された多様かつ大量の情報を適正かつ効果的に活用することにより、あらゆる分野における創造的かつ活力ある発展が可能となる社会と定義する。』としている。

⁴ オープンバンキングと類似した概念にBaaS(Banking as a Service)と埋め込み型金融(Embedded Finance)があるが、両者の定義はオープンバンキングと異なる。Cohen (2025)によると、BaaSは、銀行が自らの銀行インフラや金融サービスを第三者企業に提供するサービスモデルであり、埋め込み型金融は、非金融プラットフォームに金融サービスを組み込むことに重点を置いた概念である。

ン (Bitcoin) を保有する預金者行動が発生したことが好例であろう。つまり、ブロックチェーン技術などの先端的技術の誕生により、銀行を脅かす主体が誕生し、その変化に対応する形で各国で制度改革が進んだ。

他業種との競争が生まれた銀行業において、銀行の役割は低下するのか。そもそも、銀行業の経済 (学) 的な意義は、資金余剰主体の資金を効率的に資金不足主体に供給する優れた仕組みであり、経済の効率的な資金循環の根幹をなしていることである。Gurley and Shaw (1960) を嚆矢とする多くの研究が明らかにしてきたように、この仕組みは資産変換機能、情報生産機能などの機能を有する。そして、この仕組みを長年に亘り担ってきたのが銀行である。日本経済においては、1872 年の国立銀行条例公布以降、銀行は日本経済を 150 年以上にわたり支えてきた。また、第二次世界大戦後の日本経済においては、メインバンク (有力な銀行と大企業との間にみられる長期的な取引関係) などを中心に、銀行は資金配分メカニズムの中枢を担ってきた (堀内・福田 [1987])。銀行の力なくして、明治維新後、第二次世界大戦後、日本の金融システムが世界に伍すものに成長できなかっただろう。

しかし、第 4 次産業革命により世界が大きく変革する中、銀行業の担い手は銀行ではなくなるのかもしれない。その大きな要因の一つが「情報の共有」である。銀行による顧客情報 (金融データ) の独占は、銀行が銀行業を独占出来ていた要因の一つである。例えば、預金口座における出入金の記録は、顧客の収入と支出に関する情報であり、それを把握し、融資審査等に活用することが出来る。しかし、オープン API により預金口座の出入金の情報は他業種でも利用可能になり、銀行の優位性は失われつつある。更には、他業種のほうが銀行以上に高い分析能力を有していたり、追加の情報 (オンラインショップにおける購入履歴など) を有していたりした場合は、他業種のほうが情報優位者になる可能性がある。つまり、他業種のほうが銀行よりも銀行業を効率的に行えるようになる可能性があるのだ。

本研究は、他業種との競争が生まれた銀行業において銀行の役割がどう変容するかを、特に貸出市場における情報共有と競争の観点から検討する。オープンバンキングによって情報共有と競争が進展する貸出市場の分析を通じて、「グローバルに通用する金融システムの整備に向けて (本研究会のテーマ)」求められる制度構築や、今後の銀行の役割について考えていく。

本章の構成は以下の通りである。第 II 節ではオープンバンキングの概要と概況を説明し、第 III 節ではオープンバンキングに関する先行研究を紹介する。第 IV 節では、借り手情報の種類に着目しつつ、貸出市場全体における情報共有の含意について議論を行う。第 V 節ではまとめとして、グローバルに通用する金融システムの整備に向けて求められる制度構築や、今後の銀行の役割について議論する。

II. オープンバンキングと情報共有

オープンバンキングとは、銀行の顧客データなどを API 経由で利用できるようにし、第三者の企業が銀行機能や FinTech サービスを拡張的に提供できる試みを指す (瀧 [2023])。この定義のように、この試みは一般的に、主体を規制当局とする定義が一般的だ。つまり、規制当局が主体となり、銀行に API 公開を促すことを通じて、顧客データへのアクセスを開放

し銀行業におけるイノベーションと競争を促進する試策である。

図表 1 は世界における政府主導のオープンバンキング政策の実施状況（2021 年 10 月時点）と、主要なオープンバンキング政策が成立した年を示している。パネル(a)は、各国の政府主導オープンバンキング政策の実施状況を示す。「Fully implemented」は、オープンバンキング政策がすでに実施されている国を指す。「Implementation」は、オープンバンキングの制度設計が確定し、現在実施段階にある国を指す。「Discussion」は、オープンバンキング政策の導入を検討中、または制度設計について議論が行われている国を指す。「None」は、政府主導のオープンバンキング制度が存在しない国を指す。「NA」は、データが収集されていない国を示す。パネル(b)は、各国において主要なオープンバンキング政策が成立した年を示している。

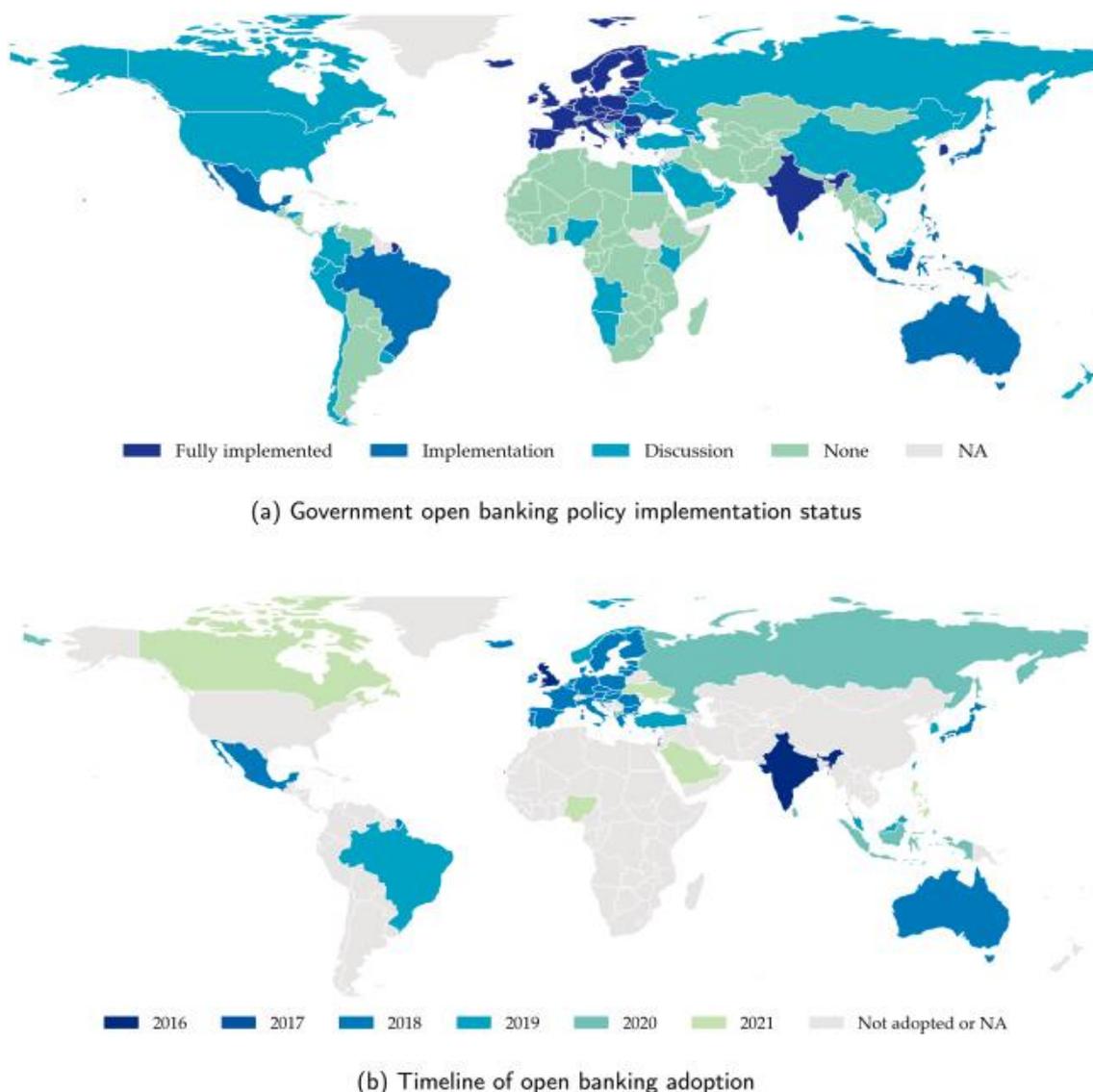
この図から英国・EU 諸国とインドがオープンバンキング政策で先行したことが分かる。英国・EU は PSD2（: Payment Services Directive 2 [決済サービス指令第 2 版]）規制、インドは UPI（: Unified Payments Interface [統合決済インターフェース]）の導入により、政府がオープンバンキングを強力に推進し、フィンテック分野などで世界をリードしている。両者のアプローチは異なり、前者は既存銀行のデータを API を通じて公開を義務づけることで顧客データへのアクセスを解放したのに対し、後者は UPI という決済インフラを整備することで銀行・他業種が共通して利用可能な顧客データを整備した。

日本も世界的に見ればオープンバンキング先進国ではあるが、両地域には及ばない。2017 年の銀行法改正により、銀行は API の公開に係る体制整備に努めるよう求められるようになったが両地域に比べ強制力が弱く社会全体としてオープンバンキングが完全実施（Fully implemented）になっているとは言えない。

興味深いのは米国でオープンバンキング政策に関する議論は行われているものの、導入に至っていない点である。消費者による金融データ活用を推進するためのオープンバンキングの枠組みは米国では 2010 年のドッド・フランク法によって用意されていたが、その具体的な規則の施行は 2024 年 10 月に実現する（寺本 [2025]）。しかし、2025 年 1 月に発足したトランプ政権の下、オープンバンキング推進を担っていた消費者金融保護局（Consumer Financial Protection Bureau, CFPB）が廃止・縮小の方向に動いており、オープンバンキング規則が廃止される可能性すらあると言われている。この背景には、主要銀行の業界団体とフィンテック業界団体の対立がある⁵。

⁵ 米国におけるオープンバンキングは、政府主導（規制主導）の制度整備という観点では欧州に比べて後発である。しかしその一方で、米国では民間主導（市場主導）の形でオープンバンキングが着実に進展しており、市場規模の面では欧州に匹敵する水準に達している。特に、データアグリゲーターやフィンテック企業が提供する各種サービスが金融データの共有基盤として機能しており、これらがインフラとしての役割を果たすことで、米国では事実上のオープンバンキングが実現している。

図表 1：世界における政府主導のオープンバンキング



(出所) Babina et al. (2025) Fig.1 を引用

1. 情報共有と顧客の権限

このようにオープンバンキング推進は政府や業界が主体となりけん引されてきたが、オープンバンキング導入によって銀行業に競争が起こるか否かの主導権は規制当局ではなく顧客であるという視点を持つことが重要である。Babina et al. (2025) は「オープンバンキングは、銀行の顧客に対して、自身の金融取引データをフィンテック企業や他の銀行と共有する権限・主導権を与える仕組みである。」としている⁶。つまり、オープンバンキングは銀行顧客に自身に関する「情報共有」の権限を与える取り組みであると捉えることが出来る。

この視点を理解するために、図表 2 を用いて顧客情報の共有の流れを説明する。この図は、フィンテック企業が金融機関にオープン API を介してアクセスし、顧客の口座の取引履歴

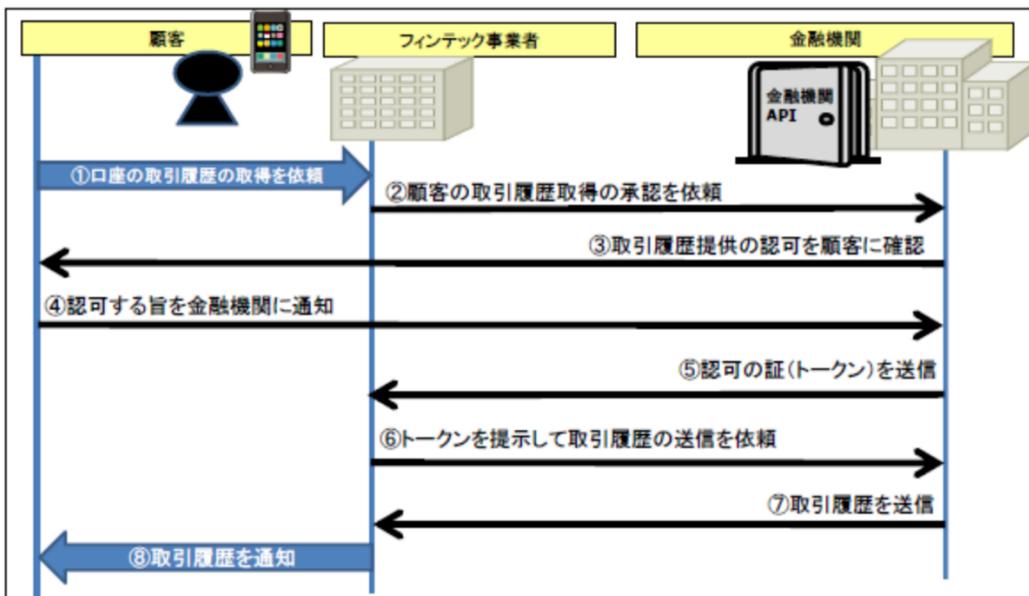
⁶ “Open banking (OB) empowers bank customers to share their financial transaction data with fintechs and other banks.” (Babina et al. [2025])

を取得するケースを説明している⁷。

- ① 顧客は、自分の口座の取引履歴の取得をフィンテック事業者に依頼する。
- ② フィンテック事業者は、金融機関のオープン API を用いて、顧客の口座の取引履歴の取得に対する承認を金融機関に依頼する。
- ③ 金融機関は、フィンテック事業者が取引履歴を提供することを顧客に確認する。
- ④ 顧客は提供を認可する旨を返信する。
- ⑤ 金融機関は、認可の証となるデータ（トークン）をフィンテック事業者に送信する。
- ⑥ フィンテック事業者はトークンを金融機関に提示して取引履歴の送信を依頼する。
- ⑦ 金融機関は取引履歴をフィンテック事業者に送信する。
- ⑧ フィンテック事業者は顧客に取引履歴を表示する。

この流れからも分かるように、情報共有のスタートは顧客による「①口座の取引履歴の取得を依頼」から始まる。規制当局や金融機関、フィンテック事業者が制度を整え共有を望んだとしても、顧客が希望しなければ情報共有は始まらないという意味において、権限・主導権が顧客にあると理解することが出来る。情報の所有者は顧客自身であり、自身のデータを自ら管理・制御する権限を有する⁸。

図表 2：オープン API における許可の処理の全体像（イメージ）



(出所) 宇根 (2024)

⁷ ①～⑧の説明は宇根 (2024) を引用。

⁸ この権限は「自己情報コントロール権（自分に関する情報の収集・利用・管理について、本人が決定し、関与できる権利）」と同様の意味合いで使用しているが、憲法学等における当該議論(曾我部[2018])との混同を避けるために「権利」とせずに、あえて「権限」とした。

III. 先行研究

オープンバンキングの進展により、それが貸出市場に与える影響を分析する研究が蓄積されつつある。本節では、情報共有に着目した理論研究である He et al. (2023)、イギリスのオープンバンキングに関する実証研究 Babina et al. (2025)、インドのオープンバンキングに関する実証研究 Alok et al. (2024)を紹介する。

1. He et al. (2023)

本論文は、オープンバンキングが借り手主導のデータ共有を通じて信用市場の競争と厚生に与える影響を、理論モデルで分析する。従来銀行とフィンテックが融資市場で競争し、双方が独立した信用スクリーニングを行う設定において、スクリーニング能力の非対称性と「勝者の呪い」が価格競争を歪める点を基礎に据える。オープンバンキング導入前は、取引データを保有する銀行が優位である一方、オープンバンキングにより借り手が情報共有を同意すればデータをフィンテックに共有でき、アルゴリズムに優れるフィンテックのスクリーニング能力が大きく向上し得る。

主な結果は、オープンバンキングの効果が二つの相反する力に依存することを示す。第一に情報効果は、高品質な借り手の選別を改善し厚生を高める。第二に戦略効果は、両者のスクリーニング能力格差を拡大・縮小させ、競争の強度を変える。オープンバンキングが公正な競争環境（情報格差を縮める）場合には競争が強まり、少なくとも高品質な借り手は恩恵を受ける。反対に、オープンバンキングがフィンテックを「過度に強化」して格差を拡大すると、勝者の呪いが弱者側に集中し競争が緩み、金利が上昇して高・低品質の双方の借り手が不利になるという逆説的効果が生じ得る。

さらに、実務で重要な任意参加（オプトイン）を導入しても、この逆説は必ずしも回避されない。参加・不参加の選択自体が信用情報のシグナルとなり、不参加が低品質の推論を招くため、参加者は競争緩和による高金利、不参加者は不利な推論という二重の不利益を被り得る。プライバシー重視層の存在も、外部性を通じて非参加者の厚生を悪化させる。

論文の拡張として、フィンテック嗜好や嗜好情報の開示、複数フィンテックの存在を検討し、強い非対称性がある場合に逆説が持続しやすい一方、能力が近い複数参入や長期的な追従で逆説が緩和される可能性を示している。総じて本論文は、オープンバンキングが競争促進をもたらす条件と、設計次第で借り手厚生を損なうリスクを明確化し、規制設計の慎重さを促している。

2. Babina et al. (2025)

本論文は、オープンバンキングが金融市場の競争、イノベーション、厚生に与える影響を、国際比較データ・英国の詳細マイクロデータ・構造モデルを組み合わせる包括的に分析している。

第一に、彼らは世界 168 か国を対象とした政府主導のオープンバンキング政策データセットを新たに構築し、49 か国がすでに主要なオープンバンキング政策を導入していることを示す(2021年10月時点)。政策採用の決定要因として、経済発展度や金融発展度よりも、

フィンテックへのデータ共有に対する消費者の信頼が強く関連している点を明らかにする。

第二に、英国の消費者マイクロデータを用い、オープンバンキングの利用目的が大きく二つに分かれることを示す。すなわち、①家計管理や資産形成を目的とする「アドバイス型オープンバンキング」と、②融資や信用評価に用いられる「クレジット型オープンバンキング」である。分析の結果、アドバイス型オープンバンキングは金融知識の向上と関連し、クレジット型オープンバンキングはクレジットカードや個人ローンなど無担保信用へのアクセス拡大と有意に関連していることが示される。

第三に、英国の中小企業（SME）を対象とした制度（Commercial Credit Data Sharing）を用いた準自然実験により、オープンバンキングが非銀行系金融機関との新たな融資関係の形成を促進することを示している。特に、既存の取引関係を有する企業ほど新規融資を得やすく、非銀行からの借入では金利低下も観察される。

第四に、国際的なベンチャーキャピタル（VC）データを用いた分析から、オープンバンキング導入後にフィンテックへのVC投資が急増することを確認し、オープンバンキングが参入とイノベーションを促す重要な制度であることを示す。

最後に、データ共有を組み込んだ定量的産業組織モデルを構築し、オープンバンキングの厚生効果を評価する。データがアドバイス目的で用いられる場合には、全ての消費者が厚生改善を得る一方、信用目的で用いられる場合には、リスクの高い借り手やプライバシー志向の強い消費者が不利になる可能性があることを示す。ただし、現実的なパラメータの下では、参入と競争の効果がこれを上回り、オープンバンキングは総じて厚生改善的となる。

そして本論文は、オープンバンキングが金融データの所有構造を変え、フィンテック参入と競争を促進する一方、その分配的影響はデータの利用目的とプライバシー選好に大きく依存することを明らかにし、オープンバンキング設計における重要な政策的含意を提示している。

3. Alok et al. (2024)

本論文は、オープンバンキングとデジタル決済インフラが、信用履歴の乏しい家計や零細事業者の信用アクセスをどの程度改善するかを、インドの統一決済基盤であるUPIの導入を自然実験として分析する。UPIは、利用者が自らの取引データを所有し、同意の下で金融機関間に共有できる、世界でも先駆的な「オープンバンキング型・公共デジタル決済インフラ」である点が特徴である。

インドの信用情報機関TransUnion CIBILから得た消費者ローンの全数データ（2015-2019年）を用い、UPI導入前後で信用供給がどのように変化したかを、郵便番号（pincode）レベルの差分の差分分析で検証している。識別には、UPIを早期導入した銀行の預金シェアが地域ごとに異なる点を利用し、UPIへの事前エクスポージャーの高低を比較している。

主な結果は以下の通りである。第一に、UPI導入後、信用供給は量・件数の両面で有意に増加し、その効果は従来排除されがちであったサブプライム層や新規信用利用者（new-to-credit）において特に顕著である。第二に、この信用拡大は銀行とフィンテックの双方で観察されるが、フィンテックが周縁的借り手（marginal borrowers⁹）への融資拡大を主導し

⁹ 信用市場の「境界」に位置し、わずかな条件変化で融資の可否が変わる借り手。

ており、銀行は主としてプライム層への小口・デジタル融資を拡大する。結果として、市場には一定の役割分担（セグメンテーション）が生じる。第三に、信用拡大は単なる需要増ではなく、メカニズムとしてデジタル取引履歴の活用が重要であることが示される。フィンテックの個票データを用いた分析では、UPI 取引量が内部信用スコアの上昇、融資額の増加、金利の低下と結びついており、UPI が信用リスク評価に実際に用いられていることが確認される。第四に、4G 通信の急速な普及という外生的ショックを用いた分析から、低コスト・高速インターネットとUPIの補完性が、信用拡大をさらに後押ししていることが示される。

重要なのは、こうした信用拡大が貸倒率の上昇を伴っていない点である。すなわち、オープンバンキングと公共デジタル決済インフラは、信用リスクを悪化させることなく、情報の非対称性を緩和し、金融包摂を実現している。

総じて本論文は、銀行がデータを独占する従来型システムとは異なり、顧客にデータ主権を与えた公共インフラ型オープンバンキングが、フィンテック参入を促し、信用市場全体の厚生を高め得ることを大規模データで実証する。特に、銀行口座普及政策（JDY）¹⁰とデジタル決済基盤の組み合わせが、初めて「実質的な信用アクセス」を可能にした点を強調しており、途上国・先進国双方にとって重要な政策的含意を持つ。

IV. 借り手の情報の種類

オープンバンキングによる借り手情報の共有は、貸出市場における競争を促進し、概ね経済厚生を向上させ得ることが、理論・実証の両面から示されている。その一方で、銀行の役割という観点に立つと、他業種との競争が生じることにより、銀行業における相対的な位置づけが低下する可能性も示唆される結果となった。

もっとも、これまでの議論で対象としてきた借り手情報は、貸出市場において利用される情報の一部にすぎない。したがって、これらの結論を貸出市場全体、さらには銀行業全体に一般化するにあたっては慎重な検討が必要である。以下では、借り手情報の種類に着目しつつ、貸出市場全体における情報共有の含意について議論を行う。

1. ソフト情報とハード情報¹¹

まず、オープンバンキングによって共有されるのは、借り手に帰属する金融情報の中でも「共有可能な情報」のみであるという点である。

金融に関する情報は一般にハード情報とソフト情報に区別される（図表 3）。ハード情報とは、定量的であり、標準化・保存・伝達が容易な情報を指す。一方、ソフト情報とは、借り手との関係性や文脈理解に依存し、形式知として完全に記録・移転することが困難な情報である。もっとも、この区分は厳密な二分法ではなく、多くの金融情報は両者の中間に位置

¹⁰ Pradhan Mantri Jan Dhan Yojana（プラダン・マントリ・ジャン・ダン・ヨージャナ）の略で、インド政府が2014年に開始した大規模な金融包摂（financial inclusion）政策。

¹¹ 本項の議論はLiberti and Petersen（2019）を参考にしている。彼らは金融取引におけるハード情報とソフト情報を定義し、その特性と金融市場・金融機関の組織設計への影響を体系的に整理している。

する連続的な集合をなすことが指摘されている。

ハード情報は数値化され保存・伝達が容易で文脈に依存しない一方、ソフト情報は経験や関係性に根ざし、文脈と不可分である。技術進歩は情報の「ハード化」を促し、取引コスト削減や市場競争を高める反面、情報の欠落や操作誘因、裁量の喪失をもたらす。銀行組織では、階層化・規模拡大がハード情報依存を強め、関係金融や中小企業金融に影響する。これらの枠組みは、証券化、距離、FinTech、金融危機の理解にも応用可能である。

情報化社会以前においては、利用可能な定量的情報そのものが限定的であり、金融仲介における情報生産は主としてソフト情報に依存していた。しかし近年では、テキストマイニングや機械学習に代表される技術の進展により、従来は定性的と考えられてきた情報を定量化・構造化することが可能となっている。この結果、金融取引において利用される情報全体に占めるハード情報の比率は今後さらに高まると考えられる。

この変化は、金融情報のうち共有可能な部分の割合が上昇することを意味し、その結果として、データそのものへの排他的アクセスよりも、共有された情報をどのように処理・分析し、意思決定に結びつけるかという分析力（情報処理・生産能力）が競争力の源泉として相対的に重要になる。他方で、いかに情報技術が高度化したとしても、借り手との継続的關係や現場的理解に基づくソフト情報は本質的に完全な共有が困難であり、依然として銀行固有の競争優位を形成する重要な要素であり続ける。

したがって、貸出市場における競争力は、共有可能なハード情報を高度に活用する能力と、共有不可能なソフト情報を蓄積・活用する能力という、二つの異なる情報基盤に立脚して形成されると考えられる。

2. 個人情報・法人情報

2つ目がオープンバンキングの議論は個人向け融資の議論であるという点である。例えば、第Ⅱ節におけるオープン API の議論や、借り手の「自身のデータを自ら管理・制御する権限」に関する議論は個人融資に関する議論であり、法人（企業）に帰属する金融情報の共有の在り方は、情報の権限の所在についての議論は個人のそれらと比べて殆どなされていない。

企業のハード情報は殆ど共有されていない。確かに、大企業（主に上場企業）は有価証券報告書の公開など、一部のハード情報の共有は進んでいる。しかし、オープンバンキングによって共有されるような日々の預金取引データまでとなると、共有は進んでいない。中小企業（多くが非上場）となると、ほとんどのハード情報は取引銀行が有するのみで共有は殆ど進んでいない（図表3）。

しかし、最近になり日本において中小企業のハード情報の共有が進む可能性が出てきた。大手行が中小企業向けデジタル総合金融サービスの展開を開始しており、いずれ個人向けオープンバンキングのように中小企業向けオープンバンキングが進展し、ハード情報の共有が進む可能性はある。しかし、法人（借り手）に対して「自身のデータを自ら管理・制御する権限」を付与され、銀行が有する情報が他の金融機関や他業種と共有されるようになるかはまだ不透明なところが多い¹²。

¹² 銀行が所属する金融グループ内での借り手（法人）の情報共有は行われている。借り手

また、個人と法人では融資において、ハード情報が果たす役割に差異がある点も注意が必要だろう。消費者金融ローンや住宅ローンのように、マス市場を対象に、小口・標準化された金融サービスを提供するビジネスモデルの比重が高い市場では、ハード情報が果たす役割は大きくなるだろう。一方で、法人融資を巡る金融情報は標準化が相対的に難しく、ソフト情報の役割が相対的に大きいと考えられる。

図表 3：借り手の情報の種類と共有の現状

借り手 情報	個人	法人	
		中小企業	大企業
ハード情報	共有	非共有 (共有が進展?)	一部共有
ソフト情報	共有不可 (銀行固有の競争優位を形成する重要な要素)		

3. ソフト情報活用における裁量とノイズ

法人融資のようにソフト情報が果たす役割が相対的に大きい融資においては、依然として銀行の果たす役割が大きいと考えられる。リレーションシップバンキングを巡る議論から明らかなように、銀行には顧客（特に企業）と長期的・密接な関係を築くことで、ソフト情報（経営者の能力や技術力など）に基づいた金融サービスを提供することが出来ると考えられているからである。顧客のソフト情報を蓄積・活用する能力が今後一層銀行には求められる。

しかし、ソフト情報活用の際には裁量が伴い、それゆえにノイズが生まれることを認識することが必要だ。Agarwal et al. (2024)¹³の分析を貸出市場に援用すると、ソフト情報の活用には融資担当者の裁量が伴うと考えられる。そして裁量は、定量化・共有が難しいソフト情報を活用できる利点を持つ一方、同一の情報を前にしても融資担当者によって判断が異なる「ノイズ（不一致）」を生み、結果を歪める可能性がある。本来、融資されるべき個人・企業に融資が行われなかったり、融資すべきでない個人・企業に融資が行われたりする可能性が起こりうる。

では、裁量を伴うソフト情報活用は有害なのか。Agarwal et al. (2024) が指摘するように裁量は必ずしも有害ではない。裁量部分は将来の借り手の状態を予測する情報を含み、単純な機械的モデルより高い予測力を示すと考えられるからだ。裁量を全面的に排除するのではなく、ノイズを抑えつつ情報価値を維持できるよう、融資を行うことが求められる。

の権限も認められており、情報の共有に同意した借り手の情報のみを相互提供する方式（オプトイン方式）と、情報の共有について事前通知したうえで情報は相互提供され、情報の共有を望まない借り手が情報提供停止の申出をしないかぎり共有が行われる方式（オプトアウト方式）がある。大手行は後者を採用している。

¹³ Agarwal et al. (2024)は銀行規制・監督における、ソフト情報に立脚する人間の裁量ももたらす便益とコストを、米国の銀行検査制度（CAMELS 格付け）を用いて実証的に分析している。

V. おわりに：グローバルに通用する金融システムの整備に向けて

本章では、オープンバンキングによる情報共有によって他業種との競争が生まれた銀行業（貸出市場）において、銀行の役割がどう変容するのかを検討してきた。その結果、今後の銀行業において借り手のハード情報に大きく依存する融資はフィンテックなどの他業種との競争にさらされ、銀行の役割は低下すると考えられる。一方で、ソフト情報が果たす役割が大きい融資においては、依然として銀行の果たす役割が大きいという結論を得た。これらを踏まえ、グローバルに通用する金融システムの整備に向けて、求められる施策について考えていきたい。

まず、金融データをめぐる規制枠組の再設計が重要である。欧州において導入が進む Financial Data Access Regulation (FiDA) に準じた包括的な金融データアクセス規制の整備は、日本においても有力な選択肢となり得る¹⁴。FiDA 型の制度設計においては、金融データの主権は借り手に帰属し、情報の最終的なコントロール主体は借り手であることが明確化される¹⁵。その結果、情報優位者は金融機関ではなく借り手となり、金融サービス提供者は借り手の同意の下でのみデータにアクセスできる立場に置かれる。この枠組みの下では、取引履歴や残高情報といったハード情報は原則として共有され、銀行、その他の金融機関、FinTech 事業者の間でイコール・フットィングが確保される。すなわち、特定の主体のみがデータへの排他的アクセスを通じて競争優位を確立する余地は縮小し、借り手を頂点とする形で、各金融サービス提供者が対等な立場で競争する市場構造が形成される。つまり、経済主体間の情報優位の程度は「借り手>銀行=その他金融機関=Fintech」という構図になる。

次に、このデータの主権が借り手に帰属する構図を法人融資にも応用できないか検討する価値はある。この構図の下では、従前の貸出市場に存在した「貸し手側（金融機関側）の情報独占」による弊害は生じにくいと考えられるからだ。金融グループ内における情報共有に伴う問題点（銀行と証券における利益相反とファイアウォール規制の議論など）は、データ主権を借り手が持ち、情報の共有が可能になることで一部解決できるのではないだろうか。個人レベルの情報共有の議論だけでなく、法人のハード情報の共有に関しても制度設計を議論することは、デジタル社会に適応した金融システム構築に資すると考えられる。

金融データの主権を借り手に帰属させる制度設計は、日本の経済主体に由来する金融デ

¹⁴ オープンバンキングの実現形態には、大きく分けて二つの類型が存在する。第一は、欧州に見られるように政府主導、すなわち規制主導によって制度として導入されるケースであり、第二は、米国のように民間主導、すなわち市場メカニズムを通じて発展するケースである。日本の金融システムは、欧州と同様、あるいはそれ以上に銀行のプレゼンスが金融市場において大きく、銀行が顧客の金融情報を事実上独占的に保有している傾向が強いと考えられる。このような構造の下では、市場メカニズムのみによって金融データの共有が進む可能性は必ずしも高くない。したがって、日本におけるオープンバンキングの推進にあたっては、米国型の市場主導モデルよりも、欧州の事例に倣い、銀行による金融情報の独占を是正する観点から政府主導の制度設計を進めることが適当であると考えられる。

¹⁵ データ主権が制度として確立されていたとしても、金融や情報に関する十分なりテラシーを個人が備えていなければ、その権利を実効的に行使することは困難である。したがって、制度の導入と並行して、金融・情報リテラシーの向上を促す施策を講じることが不可欠である。

ータが国外の主体によって独占的に利用されることを防ぐという観点からも重要な意味を持つ。欧州における FiDA は、米国において市場主導で発展してきたオープンバンキングの拡大に対し、域内に帰属する金融データの主権を制度的に確保するための政策的対応として理解することができる。したがって、日本においても、個人および法人の金融データ主権を保護する観点から、FiDA に類似した規制枠組みの整備を検討する必要がある。

このように借り手のデータ主権が確立され、ハード情報の共有が進むことで、銀行は他業種との競争にさらされ、その役割が相対的に低下する可能性がある。こうした環境変化の下で、銀行はいかにこの構造的変化に対応すべきであろうか。重要なのは、銀行が一方的な情報提供者にとどまるのではなく、他業種が保有する顧客（個人や中小企業）に関わるハード情報の共有を積極的に求め活用することである。他業種がオープンバンキングを通じてハード情報を活用する目的は、銀行の目的とは異なる。他業種は、銀行から提供された借り手のハード情報を、金融サービス以外の財やサービスの提供に活かしたり、更には独自の経済圏構築に活用したりするだろう。また、他業種は顧客の金融情報に限らず、商取引履歴などの非金融情報も活かしてビジネスを行っている。銀行も、他業種から得た非金融ハード情報を使って他業種のように非金融ビジネスの拡大や経済圏構築をするのも選択肢だろう。しかし、銀行ならではのサービスを高度化していく点にこそ銀行の強みがあると考えられる。グループ内の証券会社や保険会社との協働を通じて、総合的な金融サービスを提供することも可能だ。情報共有社会において、多くのハード情報を活用する取り組み、制度が求められる。

最後に強調したいのが、今後の銀行業の根幹を支える情報はソフト情報であるという点である。ハード情報の共有が進むほど、銀行業における競争の焦点は、標準化可能な情報の保有・活用から、ソフト情報の生産・活用能力、さらにはそれに基づくリスクテイキング能力へと移行すると考えられる。ハード情報が共有される環境下においても、借り手との継続的關係や現場的理解に基づくソフト情報の蓄積は、銀行が有する比較優位であり、その強みを活かした役割を担うことこそが、これからの金融市場に必要とされている。したがって、グローバルに通用する金融システム構築に向けて今後目指すべきもう 1 つのポイントは、ソフト情報、情報生産力、そして適切なリスク判断によって付加価値を創出する金融市場の形成である。そのためには、ソフト情報を生産し、それに基づく金融ソリューションを提供する取り組みに対して、正のインセンティブを与える枠組を構築することである。促進されるべき取り組みは、借り手との対話や、長期的な関係構築などの定量化が難しい取り組みであり、古くからある銀行の機能・姿と共通する。

明治維新後の国立銀行や、戦後期のメインバンクと同じように、現代においても銀行の果たす役割は大きい。デジタル社会、情報共有社会という今の時代に合った形で、銀行が銀行業をけん引していく時代が来た。

参考文献

- 宇根 正志 (2024) 「オープン API のセキュリティ：認可処理における脆弱性と対策の高度化」 Discussion Paper No. 2024-J-15, 日本銀行金融研究所
- 曾我部 真裕 (2018) 「自己情報コントロールは基本権か?」『憲法研究』, 3, 71-78.
- 瀧 俊雄 (2023) 「「オープンバンキング 2.0」の到来、世界の潮流と日本の現在地」『日経 XTECH』 2023 年 11 月 13 日
<https://xtech.nikkei.com/atcl/nxt/column/18/011115/110900055/> (2026 年 1 月 9 日 アクセス)
- デジタル庁 (2021) 「デジタル社会形成基本法の概要」
https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/d12bde7e-a950-493b-987c-0f8d4bbd1b6b/20210901_laws_r3_35_outline.pdf (2026 年 1 月 9 日 アクセス)
- 寺本 健人 (2025) 「トランプ政権下の消費者金融保護 - 米 CFPB とオープンバンキング政策から」 マネーフォワード総合研究所、2025 年 7 月 22 日
https://note.com/teramoto_kento/n/nd231a5306fa2 (2026 年 1 月 9 日 アクセス)
- 堀内 昭義 & 福田 慎一 (1987) 「日本のメインバンクはどのような役割をはたしたか?」 金融研究, 6(3), 1-24.
- Agarwal, S., Morais, B. C., Seru, A., & Shue, K. (2024). “Noisy Experts? Discretion in Regulation” No. w32344. National Bureau of Economic Research.
- Alok, S., Ghosh, P., Kulkarni, N., & Puri, M. (2024). “Open banking and digital payments: Implications for credit access.” No. w33259, National Bureau of Economic Research.
- Babina, T., Bahaj, S., Buchak, G., De Marco, F., Foulis, A., Gornall, W., Mazzola, F., & Yu, T. (2025). “Customer data access and fintech entry: Early evidence from open banking. *Journal of Financial Economics*, 169, 103950.
- Cohen, J. (2025). “BaaS, Embedded Finance, and Open Banking: what’s the difference?” January 20, 2025, Axway Blog, Axway, <https://blog.axway.com/industry-insights/banking-finance/baas-embedded-finance-open-banking> (2026 年 1 月 9 日 アクセス)
- Gandhi, R. (2016). “New paradigm in banking: banking is necessary, not banks - really?” Valedictory speech by Mr R. Gandhi, Deputy Governor of the Reserve Bank of India, at the FIBAC 2016 "New horizons in Indian banking", Mumbai, 17 August 2016.
- Gurley, J. G., & Shaw, E. S. (1960). “Money in a Theory of Finance” The Brookings Institution. Washington DC.
- He, Z., Huang, J., & Zhou, J. (2023). Open banking: Credit market competition when borrowers own the data. *Journal of Financial Economics*, 147(2), 449-474.
- King, B. (2010). “Bank 2.0: How customer behaviour and technology will change the future of financial services.” Marshall Cavendish Business.
- King, B. (2012). “Bank 3.0: Why banking is no longer somewhere you go but something you do.” John Wiley & Sons. (邦訳：上野 博 訳 (2014) 『脱・店舗化するリテール金融戦略: バン

クからバンキングの時代へ』東洋経済新報社)

Liberti, J. M., & Petersen, M. A. (2019). "Information: Hard and soft." *Review of Corporate Finance Studies*, 8(1), 1-41.